

論 説

私的擬制価値と超過利潤

杉 野 瓘 明

はじめに（予備的考察）

第一節 価値諸範疇の概念規定

第二節 私的擬制価値の三つの基本形態

第三節 地代と農業資本の超過利潤……………以上，本号

第四節 地代と生産資本（除農業）の超過利潤……………以下，中断

第五節 地代と非生産資本の超過利潤

第六節 利子と貨幣貸付資本の超過利潤

第七節 商業利潤と商業資本の超過利潤

第八節 その他の私的擬制価値と諸機能資本の超過利潤

おわりに（私的擬制価値の市場調整的生産価格への転化法則）

はじめに（予備的考察）

資本制生産様式が支配的な社会では，諸資本の競争を通じて資本蓄積が展開する。やがて，これまで資本蓄積にとっての桎梏であった私的な諸権利，新たに登場してきた国家権力，それを背景とした公的諸権利さえも，あたかも価値をもつかのように市場に登場し，価格をもつに至る。

上記のことを価値実体の有無という視点からみれば，観念的存在である国家権力や私的な諸権利（あるいは義務）が，価格をもった観念的商品として資本制市場に現れるということになる。その限りにおいて，これらの観念的諸商品は「虚偽の社会的価値」（擬制価値）をもつ。そこで幾つかの方法論的問題が生ずる。

第一に，国家権力や私的諸権利は，自由と平等を政治的理念とする資本制経済，つまり諸資本の蓄積運動にとっては桎梏となるものであった。だが，それが何故，現実の資本制経済の中に介在してくるのか，また存在しているのかという問題である。

あらかじめ，その回答を紹介すると，それは，機能的諸資本が超過利潤を取得するために必要な諸生産手段の高度化を展開する方法として，各種の観念的商品を援用するからである。

第二に，そうした観念的諸商品は，その観念の質的差異から，国家権力等を援用する公的観念商品と私的諸権利を援用する私的観念商品とに区分でき，それぞれ公的擬制価値と私的擬制価値という二つの形態に分かれることになる。だが，大きく二つに分けた擬制価値の形態であっても，それぞれにいろんな種類の擬制価値が含まれている。それらを包括的に把握すると同時に，それ

らを理論的に分析するためには、あらかじめ、それらを全体的に把握し、かつ種類によって、それらを区分し、整理しておく必要がある。

第三に、擬制価値の多様な諸形態を分類する場合には、その分類基準をどうするかという問題が生じる。その場合には、それぞれの擬制価値の介在によって可能となる諸生産手段の高度化（市場価値の変化）による超過利潤の取得形態によって分類するということになる。だが、生産資本以外にも機能資本は存在しており、諸生産手段の高度化を可能とする擬制価値（観念的商品）だけで分類して良いかという問題がある。

第四に、公的擬制価値については既に幾つかの論文で理論的な検討をしてきた。ここでは、公的擬制価値が現実の資本制経済の中に介在している根拠は二つあり、その一つは国家権力の行政機構である国家機構の経済的基盤の確保のためであり、もう一つは国家権力による諸階級への経済諸力（資金・物財・土地・水域・その他諸権利など）の再配分のためである。

公的擬制価値の諸形態等については、これまでの諸論文でも示唆してきたが、なお不十分さを残している。それらについては、別の論文で補足することにしたい。

かくして本稿では、私的擬制価値が資本制経済関係として存在する社会経済的根拠を経済論理として明らかにすることを研究課題としたい。

第五に、そこで問題は次のように展開することになる。すなわち私的諸機能資本は、観念的諸商品（私的擬制価値）を購入し、それを梃子として、いかに超過利潤を取得するのかという問題である。この問題を解明するためには、私的擬制価値を梃子としながら、一定の社会経済的関係のもとで、いかに資本蓄積運動を展開していくかを、具体的に示さなければならない。

本稿では、私的擬制価値の具体的存在形態として地代、利子、商業利潤という三つの経済的範疇を中心にし、さらに、その他の観念的諸商品についても若干の考察を行いたい。

第六に、こうした観念的諸商品の経済理論的分析によって、「欺瞞的価格」「偶発的不均衡価格」という価格諸現象の解析をはじめ、擬制価値の擬制資本への転化を機軸とした「独占価格」「国家独占価格」などのいっそう豊富化された価値諸範疇の体系的構築を展望しうることになる。換言すれば、これらはいずれも価値体系論の研究課題でもある。

第七に、政治経済学の理論的発展は、経済的諸現象の観念的な数量的操作論や経済政策目的のための観念的理論提起に対して、現実の政治経済を踏まえた社会科学的理論でもって批判していくことである。このことは文中に明示していないが、識者であれば、容易に理解できることである。

第一節 価値諸範疇の概念規定

資本制経済のもとでは、物質的財貨だけでなく、国家権力や私的な諸権利の大部分が観念的¹⁾商品として市場に現れる。人間労働が対象化されていない観念的商品は価値実体がなく、したがって価値をもたない。だが、市場で価格をもつことによって、あたかも価値をもっているかのように現象する。すなわち「擬制価値」として価格をもった経済的範疇として現れる。

しかしながら、論理的にみれば、国家等の公的権力や私的諸権利の介在は資本蓄積運動の阻害

要因である。したがって、政治的理念としては「自由で平等な」資本にとって、これらは市場経済から論理的に排除されるべきものである。

だが、論理的にそうであっても、現実の資本制経済のもとでは、こうした公的権力や私的な諸権利が観念的商品として、つまり擬制価値をもった商品として市場に現れている。価値のないものが価格をもつというのは「価格は価値の貨幣的現象形態である」とする政治経済学の基本的規定からみれば、これは奇妙なことである。奇妙だが、現実がそうである以上、これが社会経済的矛盾の一つであることは明らかである。

ところで、この観念的商品がもつ擬制価値は、国家等の公的権力によるものと私的な諸権利によるものとに区分しうる。具体的には「公的擬制価値」と「私的擬制価値」という区別である。そうした区別は、観念的諸商品（擬制価値）の質的な違いであり、したがって両者が現実の経済社会において機能資本と取り結ぶ経済的関係の質的な差異をもたらすことになる。

「公的擬制価値」については、これまでに「国家価格」との関連で、具体的な問題を論じてきたので、本稿では観念的商品のうち、私的諸権利による擬制価値、すなわち「私的擬制価値」が資本制市場へ参入する論理を論理的に、すなわち法則的に説明することにしたい。

既に拙稿「擬制価値の転化法則」で指摘しておいたように、私的擬制価値が資本制経済の中に介在できるのは、各種の機能資本が観念的商品（私的擬制価値）を購入し、それを梃子として、「超過利潤の取得」という特殊な経済関係を成立させるからである。抽象的にはそれでよい。しかし政治経済学としては、機能資本が私的擬制価値を援用して超過利潤を取得する特殊な経済関係を具体的に示さねばならない。

ここで注意しておくべきことがある。それは、「私的擬制価値」という概念が明確でないと、その論理的な展開を理解することが困難だということである。そこで、あらかじめ「私的擬制価値」の概念について、従来の「価値」（論）と関連させながら、若干の説明しておく。

これまで私は、価値諸範疇の体系化という視点から、[生産]価値、生産価格、市場価値、市場生産価格、市場調整的生産価格（私的擬制価値を含む）というように、いわば価値諸範疇を上向的に体系化してきた。また、副次的な価値範疇として「国際的市場生産価格」を、そしてより高度の価値範疇として「国家価格」⁵⁾（公的擬制価値）を価値体系の中に位置づけてきた。

このように、資本制再生産（蓄積様式）の態様に対応して価値諸範疇を体系的に構築するという方法に依拠すれば、「独占価格」や「国家独占価格」といったより現実的で複雑な価値範疇まで論理的に上向していくことが方法論的に可能となる。

ところで、こうした価値諸範疇の中でもっとも基軸となる価値範疇は、市場生産価格である。この価値範疇には、資本＝賃労働関係はもとより諸資本の競争（部門内・部門間）関係という経済関係が内包されている。さらに、「自由と平等」という政治的理念のもとに、経済的諸法則が自由と平等に、つまり「平均的に」論理展開することが前提になっている。

ところが、この市場生産価格が「虚偽の社会的価値」（擬制価値）を含んだ価値概念である「市場調整的生産価格」へと上向した場合には、つまり機能資本が観念的商品と関係するようになれば、当然のことながら擬制価値の介在による諸資本の競争関係を「平均原理」としてではなく、「格差化」（平等原理の否定）という状況の中で把握しなければならない。つまり、機能資本は、生産諸力の格差化による特別剰余価値（その転化形態としての超過利潤の取得をめぐる競争だけ

でなく、それに加えて擬制価値の援用による超過利潤の取得競争という、新しい競争的経済原理を導入しなければならない。

ところで「虚偽の社会的価値」については、これまで数多くの研究者によって論じられてきた。だが、いずれも不十分な理解に留まっていたように思う。この「虚偽の社会的価値」をめぐる論争については、第二節で詳しく論じることになるが、それに先立って、私自身の見解をあらかじめ説明しておこう。

繰り返すことになるが、「虚偽の社会的価値」というのは、国家権力や私的な諸権利など、例えば所有権や命名権のように価値実体をもたない観念的な存在が市場で商品化し、そのことによって、あたかも価値をもっているかのように価格形態として現象化するものである。つまり、「虚偽の社会的価値」は人間労働が対象化されていない観念的な商品であり、それがあたかも価値を有するかのように市場で価格をもつという特殊な経済現象である。したがって政治経済学としては、「虚偽の社会的価値」の背後にある経済的諸関係を明らかにすることが研究課題となる。

だから、ここでは観念的な存在である上部構造の範疇が、下部構造の範疇へと逆作用する特殊な経済関係によって成立する価値範疇である。その意味では、まさに擬制的な価値範疇なのである。

この擬制価値をもった観念的商品の市場への登場は、これまでの価値体系で上向的に展開していく場合の論理的な前提であった価値＝価格、より正確には、「価格とは価値の貨幣的表現形態である」という前提を部分的に否定することになる。

さらに、これまでの理論的展開では、諸資本は自由競争によって平均利潤を取得することが前提であった。だが、諸資本の競争はこの観念的商品＝擬制価値の取得（購入）をめぐる競争としても展開し、擬制価値の取得（購入）を媒介として、諸機能資本に超過利潤を取得させる可能性が出てくる。つまり、諸資本の競争による取得利潤率、延いては実現利潤率の階層化が生じる。

ただし、この新しい経済関係の登場は、これまでの価値法則を全面的に否定することにはならない。むしろこの擬制的価値範疇を諸資本の競争関係に付加・導入することによって、経済的諸関係の理論的表現形態である価値体系を補強し、且つ複雑な価値諸範疇を内包した、つまりより豊かな価値体系をもった資本制経済構造を理論的に構築していくことになる。

そうした論理的展開を踏まえて、私は「虚偽の社会的価値」を「擬制価値」という簡潔な表現に改めた。呼称を変更しても、その概念は全く同じであり、この「擬制価値」を価値諸範疇の一つとして価値体系の中に位置づけたのである。

本題の「擬制価値」の話に戻ろう。この擬制価値について、さらに私は、擬制価値を公的擬制価値と私的擬制価値に区分し、前者は国家権力等、後者は私的諸権利を前提として成立する観念的な価値範疇として措定した。このことについては前述したとおりである。

この場合、前者は後者の政治的支持（利害関係の一致）という背後関係を、また後者は前者の権力的保証という相互関係をもっていることを示唆してきた。⁶⁾ところが「自由と平等」を政治的な理念とする資本制経済のもとでは、こうした国家権力や私的な諸権利は、「論理的に」、経済活動の中では排除されねばならない。歴史的にも、新興ブルジョアジーは封建的国家や領主などによる各種の強権的束縛を解き放つ闘争をへて「自由と平等」を建前とする経済体制を構築してきたのである。

なぜなら、これらの強権的諸要因は、資本制的商品の流通・分配過程はもとより直接的生産過程、すなわち価値および価値増殖過程においては何ら必要ではなく、むしろ資本蓄積運動にとっての妨害要因として作用するからである。したがって、これまた「論理的に」ではあるが、価値実体のない商品範疇は、市場から排除され、価格をもつことはできない。なぜなら、価格は「労働が対象化された」商品価値の貨幣的表現形態だからである。

だが、現実の資本制経済のもとでは、そうした価値実体をもたず、強権的要因（国家権力・私的諸権利）に立脚した擬制価値が、価格をもった経済的範疇（商品）として多様な形態で存在している。しかも、それらは資本蓄積運動の中で一定の役割を果たしている。これは「抽象的な」論理と現実との経済的矛盾の一つである。

本稿は、その矛盾を解決する論理を次のように考えた。すなわち、擬制価値が資本制経済（資本蓄積運動）の中に存在しうるのは、「擬制価値が諸機能資本に超過利潤を取得する可能性をあたえるという特殊な経済的役割を果たす⁷⁾」からである。同じことの別の表現だが、「諸機能資本は擬制価値を梃子とし、それによって超過利潤を取得する可能性をもたらず特殊な経済関係を構築する」ということである。

だが、諸機能資本が超過利潤を取得する形態は多様である。したがって、ここでの超過利潤は、価値実体のない擬制価値の援用によるものだから、生産過程において生ずる特別剰余価値の転化形態としての超過利潤を取得するという関係だけではない。擬制価値が果たす経済的役割は、前述したように直接的生産過程においてだけでなく、価値実体をもった商品（貨幣を含む）の直接的な介在を抜きにした、あるいは部分的に関与した場合における超過利潤の取得諸形態もあるということである。

したがって、繰り返すようだが、擬制価値の介在による超過利潤の取得は、資本の生産過程で生じた特別剰余価値の転化形態としてのそればかりではない。

では、諸機能資本はいかなる形態で擬制価値を援用して超過利潤を取得するのであろうか。ちなみに、一つの資本制国家の中では、公的擬制価値にしる、私的な擬制価値にしる、この特殊な経済関係が、一般的な経済関係へと発展してきている。国家機構の維持関連商品（国有地や公務員賃金なども含む）の価格や国家政策と関連する諸商品価格などをはじめ、多様に展開する私的擬制価値の存在も一般的となっている。

本稿は、観念的商品のうち、典型的な三つの私的な擬制価値形態を取り上げ、それらが諸機能資本と結合して超過利潤を取得する多様な経済関係を明らかにし、とりわけ私的擬制価値が資本制経済の中で存在するという矛盾的論理の内容を解明しようとしたものである。⁸⁾

注

- 1) 「観念的商品」というのは、私の造語である。これまでの政治経済学では、労働力、自然的土地を除いて全ての商品は労働の生産物であることを前提としていた。だが、その前提では観念的存在である国家権力や私的な諸権利が商品となるような論理次元、すなわち「虚偽の社会的価値」=「擬制価値」を価値体系に含めるような経済学の論理次元になると、これまでの論理展開をさらに推し進め、上向していくことが困難となる。したがって、擬制価値である商品を「観念的商品」と呼ぶことにし、労働の生産物である商品と区別した。この「観念的商品」という範疇の設定は、私の論稿でも初めてである。この範疇を使えば、擬制価値について論じてきた私のこれまでの論稿も随分と理解し易いも

- のになっていただろうと思う。なお、価値体系論もここまで上向してくれば、市場における「需要構造」を形成する観念（上部構造）を含めた価値論について検討する研究領域も視界の中にはいつてくる。現実の市場価格は、あくまでも供給と需要との関係で決まるものだからである。
- 2) 拙稿「擬制価値としての国家価格」『立命館経済学』, 第68巻第2号, 2019年7月。および拙稿「価値体系と国家価格」(前出)を参照のこと。
 - 3) 拙稿「価値諸範疇の体系性について」, 『立命館経済学』, 第30巻第3・4・5号, 1981年および拙稿「市場調整的生産価格と虚偽の社会的価値」, 『立命館経済学』, 第36巻4・5号, 1987年を参照のこと。
 - 4) 拙稿「『国際的市場生産価格』について」, 『立命館経済学』, 第69巻1号, 2020年5月)を参照のこと。
 - 5) 拙稿「擬制価値としての国家価格」『立命館経済学』(前出), 拙稿「価値体系と国家価格」, 『立命館経済学』(前出), 拙稿「『国家機構』の定立と国家価格」『立命館経済学』(第69巻4号, 2020年11月)を参照のこと。
 - 6) 「国家による総括」という意味は、三大階級の経済関係だけでなく、諸権利をもった非資本制的な経済関係をも含んだ「諸階級の経済的諸関係を包摂した国家による総括」でなければならない。
 - 7) 拙稿「擬制価値の転化法則」, 『立命館経済学』第69巻3号, 2020年9月。この論文では、「自由と平等」を理念とする資本制経済は、国家権力や私的諸権利などの介入を論理的に排除してきたにもかかわらず、現実の資本制経済には、そうした権力や権利が、まさに商品として価格をつもかたちで、つまり公的・私的擬制価値として存在している。これは一つの矛盾であり、この矛盾がどのような経済関係のもとに生じたのかという問題を提起している。本稿は、その回答とも言うべきものである。
 - 8) 「典型的な三つの私的擬制価値」については、拙稿「擬制価値の転化法則」, 『立命館経済学』(前出)を参照のこと。

第二節 私的擬制価値の三つの基本形態

私は「擬制価値の転化法則」という論文で、地代、利子、商業利潤をはじめ、各種の観念的商品を列挙し、その擬制価値が価格として現れる現象形態を分類し整理してきた。それが同論文に掲載した「擬制価値の価格形態での分類表」(試案)である。さらに、私的擬制価値(私的観念諸商品の価格形態)に限って追補した分類表を作成してみたので、それを「試案Ⅱ」として、揭示しておく。

私的擬制価値については、その最初に「私的擬制価値の基本形態」として、(1)地代(土地占有権の価格、但し差額地代の第二形態を除く)、(2)利子(貨幣占有権、労働者階級との賃貸関係も含む)、(3)商業利潤(商品専売権・売上金早期回収権)を掲示した。これらが「市場調整的生産価格」であることは言うまでもない。

ところで『資本論』の第三巻の編別構成では、「第四編 商業利潤、第五編 利子、第六編 地代」というの順になっており、これは私の「私的擬制価値の基本形態」として併記した範疇の順序とは異なっている。

編別構成の順序の違いは、次のような事情で生じたものと思われる。周知のように『資本論』の第三巻は、「資本主義的生産の総過程」となっており、第三編で資本制的生産過程で生ずる体制的危機をもたらす「利潤率(体制的生産利潤率—杉野)の傾向的低下の法則」を論じている。問

第一表 私的観念諸商品と擬制価値（価格）形態での分類表（試案Ⅱ）

私的観念的商品の種類	擬制価値の現象形態としての擬制価格（料金等）
私的擬制価値（基本形態）	(1)地代（土地占有権・差額地代の第二形態を除く） (2)利子（貨幣占有権） (3)商業利潤（商品専売権・売上金早期回収権）
[地代型観念商品] 広義の土地占有権（私的生産資本）	(1)森林入会料（伐採権、採取権、狩猟権等） (2)入漁料（海域、湖沼、河川等） (3)採取権料（取水権、利水権、採掘権等）
[地代型観念商品] 広義の土地占有権（サービス業、市民生活関連）	(1)各種営業料（興行権、借地権、上映権、放映権） (2)空間使用料（入浜権、日照権、日陰権等） (3)通行料（地上、河川、海域、上空、地下等） (4)入域料（登山、名勝、公園等）、眺望料 (5)入場料・観覧料（劇場、競技場、演技場等） (6)自然資源利用料（温泉入浴料等）
[利子型私的観念商品]	(1)地方銀行券（発行権） (2)各種有価証券（株式、社債、手形、小切手等） (3)各種特別乗車券、乗船料券、搭乗料券等
[商業利潤型観念商品]	(1)商号料（屋号料・暖簾代） (2)商標利用料 (3)各種特許使用料 (4)命名権料 (5)視聴料、情報料 (6)自己表現料（各種出演料、各種出品料） (7)出版許可料、放映許可料、複写・転写許可料

※本表は、「擬制価値の価格形態での分類（試案）」（「擬制価値の転化法則」、『立命館経済学』〔第69巻3号、2020年9月〕）を補正したものである。ただし、公的擬制価値については除外している。なお本表も試案なので、これを「試案Ⅱ」とした。

題は、この体制的生産利潤率の低下という資本蓄積の体制的危機を、個別的諸資本は各種の競争を通じて、個別の実現利潤率をどう高めていくかという論理を展開していくことになる。このことを理解するためには、「利潤率の諸概念」⁹⁾を理解しておかねばならない。念のために、そのことを追記しておく。

さて、ここで最初に登場するのが、生産過程における特別剰余価値（本来的超過利潤の源泉）の獲得をめぐる個別生産資本間の競争である。抽象的にいえば、生産資本の有機的構成の高度化とその結果をめぐる問題である。もっと具体的に言えば、『資本論』第三巻第三編第十四章で述べられている「反対に作用する諸要因」は、この生産過程における、あるいは生産過程に関連する限りでの諸資本の競争関係について論じたものである。

そこで論理を一步進めると、産業部門間で、生産過程でそれぞれに生産された特別剰余価値が、その転化形態としての超過利潤となり、さらに諸階級の収入として、いかに分配されるかという競争の論理を展開することになる。

この特別剰余価値の転化形態としての超過利潤の諸階級への分配関係を明らかにするのが、市場調整的生産価格論であり、そこでは各産業部門に加えて、諸階級が競争戦に登場する。その諸階級というのは、企業利潤、商業利潤、利子、地代などの経済的諸範疇に対応した経済的存在であり、労働者階級や農民的土地所有者は含まれていない。

さて、これらの経済的諸範疇は、生産資本との経済関係を（特別剰余価値の転化形態としての）超過利潤の分配をめぐる競争関係として現れる。その限りにおいて、商業利潤、利子、地代の各論で、超過利潤について論述する場合には、その超過利潤の源泉は特別剰余価値に限定されている。したがって、生産資本間における特別剰余価値の分配関係、さらに本来生産資本の超過利潤の分配関係は諸資本および土地所有者への再配分関係として整理すればよいので、マルクスの草稿どおりに整理しても、その叙述順序に何ら問題はないとエンゲルスは見做したのであろう。

だが、超過利潤の源泉は、なにも特別剰余価値の転化形態だけに限定されるものではない。商業資本、貨幣貸付資本、土地所有者（農地だけでなく林業や漁業関係業者への貸付だけでなく、工業用地、商業用地、事務所用地、住宅用地、その他公園用地などの貸付業者を営む）といった各産業部門内および産業部門間ではもとより、諸階級間における多様な競争関係は、生産過程との関連だけに留まらず、流通過程においても超過利潤を取得する競争を展開する。擬制価値の援用による超過利潤の取得競争が、まさに、その方法の一つである。

周知のように、「虚偽の社会的価値」という用語が『資本論』で登場するのは、地代について論じた第六編においてであり、商業利潤や利子に関する論理展開とは無関係のように見える。だが、私のように、商業利潤や利子といった経済的範疇も「虚偽の社会的価値」（擬制価値）が関係しているから見做す見解からみれば、その叙述順序、つまり編別構成の順序についても一定の検討が加えられて然るべきではないかと考える。

そこで擬制価値が経済的諸関係として存在しているという根拠を、商業利潤、利子、地代のそれぞれについて、簡単ではあるが、理論的に説明しておこう。

まず、商業利潤については、商業資本の運動を正確に把握しておかねばならない。ここでは、まず第一に、「安く買って、高く売ることによって、利潤を取得する」という商人資本の運動法則と商業資本による商業利潤の取得様式とは区別しておかねばならない。

商業利潤は、商業資本が取得する利潤であり、それは商業資本を、生産資本の販売部門から独立・分離した存在と見做し、生産資本は生産した商品を生産価格以下で商業資本へ売るということが理論的前提となっている。端的に言えば、同一資本の分岐という視点からの関係論的把握である。その限りでは、生産資本にとっては「流通経費の削減」と「仮想的即時販売」（最終売却以前に価値実現できるというメリットによる加速度償却）によって、生産資本は商業資本に生産価格以下で売却することが可能となる。つまり、それで生産資本は平均利潤を確保することができる。これが理論設定の前提となっている。

だが、それとは違って、この売買関係を、異なった資本家間の経済関係としてみれば、この理論的前提は、社会的にどこまで一般的な経済関係と言えるのか、ここでは上記の理論設定の有意性とその限界性が問われることになる。

確かに生産資本家にとってみれば、生産価格以下で商業資本家へ売ったとしても、投下資本（固定資本や労賃などの流通経費）の削減、それから流通期間の短縮（仮想的販売）による資本の回転率の向上（商品の販売期間の短縮）などによって、安く売った部分を回収できることを理論的前提としている。生産資本は、それで「少なくとも平均利潤を実現できる」とすれば、資本蓄積運動としてみても、数量的には、それで問題あるまい。

だが、「安く売ることによって、早く売上（資本）を回収できる」という関係が恒常化すれば、

これは生産資本家にとっては、一種の義務であり権利となるのではあるまいか。それだけではない。それと同様に、商業資本家からみれば、「常に安く仕入れうる」ということが一つの私的な経済的権利となり、それと同時に「仕入れた商品については、その販売前に支払わねばならない」というのは一種の経済的義務となる。さらにそれが商業資本間（代理店→卸商→小売業）においても成立する〔特殊な〕経済関係となる。かくして、商業利潤は、「商品専売権および売上金早期回収権」という観念的商品の価格ということになる。これを社会的にみれば、「仮想の市場拡大」に繋がりがかねない。だが、マルクスは小売業を商業資本から除外しているのだから、その問題（恐慌などとの関連）については、ここでは触れないことにする。マルクスがなぜ小売業を除外したのかは第七節で明らかにする。

ここで重要なことは、この特殊化した経済関係が、同一資本間の取引関係であれば、無制約的なものであろうが、異なった資本間の取引関係（経済関係）としては、一種の権利・義務関係として社会的に定立しうることになる。問題はこのような特殊な経済関係のもとで商業資本は超過利潤を取得する運動を展開するということである。その詳しい理論的検討は同じく第七節で行う。

異なった資本間の取引関係は生産価格を前提とした価値関係としてではなく、まさに「擬制価値」関係、私的な擬制価値関係として展開しているのである。

次に「利子」について検討してみよう。利子は「利子生み資本」（貨幣貸付資本）の蓄積運動の結果として得られる果実であり、それは生産資本が生み出した特別剰余価値（超過利潤）の転化形態である。そこまでは問題はない。

ところで私は「利子」の概念を「貨幣の一時的な排他的使用権という商品（擬制価値）の価格（貨幣的表現形態）である¹⁰⁾」と規定している。別の表現をすれば、利子とは価値実体のない、「虚偽の社会的価値」（貨幣の排他的使用権）の価格である。

もっともマルクスはこのような規定を明確にはしていない。したがって、私の概念規定は、従来から利子論を展開してきた諸氏の見解とは異なる。従来の見解は、利子を「擬制的な価格」とみなしていた飯田繁氏でさえも、「利子は『貸付資本の「使用価値」に対する支払い』と『貸付資本の増殖割合の表現』という二つの違った意味での貸付資本の『価格』とよばれる¹¹⁾』という規定をするに留まっている。つまり、多くの論者による「利子」という概念規定は、利子という概念の背後にある擬制性に気づかず、これを大まかに言えば、「貨幣の特殊な使用価値の価格」と規定するのが支配的な理解であった。

マルクスは『資本論』第三巻第21章で、「利子」に関する幾つかの概念規定をしているが、これらの概念規定にも曖昧な点が多い。この点については、「貨幣貸付資本と擬制価値」という論文で既に指摘している¹²⁾ので、ここでは繰り返さない。

このように利子を「使用価値の価格」と規定するのに異議を唱える見解が、これまでに見られなかったのは奇異に思う。つまり、使用価値は価値形成、したがって価格形成に参与しないというのが労働価値論の理論的前提である。だから、従来の「使用価値の価格」というような利子の概念規定だと、マルクスの価値規定とは異質の理論を展開することになる。そんなわけで、利子に関する諸説の詳しい検討は、最近の利子論の検討とあわせて本稿の第六節で行うことにしている。

最後に「地代」についての検討である。周知のように、マルクスは地代を、絶対地代、差額地代の二つに分け、さらに後者を第一と第二の形態とに分類している。マルクスが「虚偽の社会的

価値」を登場させるのは、市場調整的生産価格について論じた後の、「差額地代Ⅰ」においてである。地代とは、これをおおまかに言えば、特定の土地に対する排他的占有権の価格である。その意味で「絶対地代」は典型的な地代であり、マルクスが示唆した「虚偽の社会的価値」そのものである。ただし、差額地代の第二形態は追加的投資を必要とするので、つまり価値実体を有するので、これは虚偽の社会的価値（擬制価値）ではない。その追加的投資による超過利潤は農業資本家が取得できるからである。

なお、「虚偽の社会的価値」については、戦前の地代論争でも反マルクス経済学者とそれを反批判する猪俣津南雄、榊田民雄、向坂逸郎、河上肇らの各氏によって論じられている。また戦後間もない時期に、鈴木鴻一郎氏が「虚偽の社会的価値」については、二つの理解があることを紹介している。それは、山田勝次郎による「農業部門の内部で生産された剰余価値」という理解と向坂逸郎氏による「社会全体の剰余価値の一部が農産物の交換を通じて農業部門に流入したものの」という二つの理解である。この二つの理解および鈴木鴻一郎氏自身の見解をはじめ、これら諸氏の見解については、これまでに地代論争などを検討し、それぞれの見解がもっている理論的難点を指摘してきているので¹³⁾、本稿では繰り返さない。

ここで重要なことは、商業利潤や利子が流通過程で登場しているのに対して、地代（差額地代の第二形態を除く）という擬制価値は農業という一つの生産部門において登場しているということである。しかも、地代は農業だけでなく、漁業や林業、あるいは鉱山業、建設業、商業、各種興業、住宅（工場や事務所なども含む）建設業などにおいて見られる普遍的な経済的範疇である。

国有地（その多くは公的擬制価値）を除けば、地代は商業利潤や利子とは異なって、諸々の生産部門における機能資本との関連が深い私的な擬制価値であると言えよう。それだけに本稿の第三節では、地代論における「虚偽の社会的価値」（擬制価値）したがって市場調整的生産価格について紹介し、機能資本と超過利潤との関連について論理展開していくことにしたい。

以上、これまでに述べてきた方法論的視点からみれば、擬制価値と超過利潤との関連について論ずる場合には、『資本論』の編別構成順序によって商業利潤や利子から検討を始めるよりも、むしろ逆の順序となる地代から検討をはじめたほうが理解し易いのではないかと思う。つまり、土地所有者と機能資本家との経済関係としての「占有権」（排他的処分権である所有権とは異なる）が価格として明確に現れる地代（差額地代の第二形態を除く）こそ、「虚偽の社会的価値」（擬制価値）を一般的な経済範疇として最初に検討するのが妥当ではなかろうか。なぜなら、商業利潤や利子については、この「排他的占有権」が機能資本（生産資本等）とどのように関係しているかを明確にすることは簡単ではないからである。それだけに、商業利潤と利子について、またその他の多様な擬制価値の存在とその経済的諸関係を明確に指摘し、これを理論的に解明することがこれまでの理論的展開では困難だったのである。

第三節以下では、農業部門における地代と私的擬制価値との関係を、機能資本の競争論的運動視点から、つまり超過利潤の取得構造との関係で検討していきたい。

ここで脇道に入る。上記のような視点からみると、本稿では第三節から第五節までが地代論、第六節が利子論、第七節が商業利潤論という順になり、『資本論』とは検討の順序が逆倒することになる。そうした逆倒した順序での検討を提起するのは、次の理由からである。

すなわち『資本論』第三巻の第四編以降は、第三編の「利潤率の傾向的低下の法則」に続く編

別構成になっていると理解し、体制的生産利潤率の傾向的低下法則に反対する諸資本の運動法則（第十四章・第十五章を参照）の具体的延長として、商業利潤論、利子論、そして地代論が展開されている。したがって、それらについて論ずる場合には、機能資本と関連して擬制価値を考察する地代論こそが問題の本質をもっとも容易に理解でき、続いて利子論、最後に商業利潤論という順序で検討するのが妥当だと考えるからである。

本題へ戻ろう。本稿では前掲した表のように、商業利潤、利子、地代という三つの基本形態の他に多様な私的擬制価値の形態をも揭示している。これらについては、三つの基本形態とどこが異なるのか、その異同を明確にしなが、第八節では、超過利潤の取得形態について総括することにした。

注

- 9) 拙稿「利潤率の諸概念について」、九大『産業労働研究所報』、(25周年記念号、1974年11月)を参照のこと。
- 10) 拙稿「貨幣貸付資本と擬制価値」、『立命館経済学』第67巻第1号(2018年)を参照のこと。
- 11) 飯田繁『利子つき資本の理論』、日本評論社、昭和29年、86～87ページ。
- 12) 拙稿「貨幣貸付資本と擬制価値」、『立命館経済学』(前出)、14ページ。
- 13) 鈴木鴻一郎「『虚偽の社会的価値』の本質」、『経済評論』、昭和25年6月号、69ページ。
- 14) 拙稿「地代論争と虚偽の社会的価値」、『立命館経済学』第45巻第6号(1997年)および「山田勝次郎氏の『虚偽の社会的価値』論批判」、『立命館経済学』第55巻第5・6号(2008年)を参照されたい。

第三節 地代と農業資本の超過利潤

この節での検討課題は、生産資本である農業資本が借地し、地代（土地占有権の価格＝擬制価値）を支払うという関係を通じながら、同時に農業資本が超過利潤を取得するという経済的運動法則を明らかにすることである。

ここで注意しなければならないのは、マルクスの地代論では、最劣等地を耕作している資本が生産する農産物価格が市場生産価格であり、かつまた全ての農業資本は少なくとも平均利潤を取得することを理論的前提としていることである。

この理論的前提のもとでは最優等地を耕作する農業資本も最劣等地を耕作する農業資本も、等しく平均利潤を取得することになっている。ということは、農業資本が取得した超過利潤部分は、それが差額地代の第一形態によるものであれ、第二形態によるものであれ、「土地占有権の価格（擬制価値）」として、すべて地代として、土地所有者（地主）に支払われることになっているからである。

だが、この前提では、借地で耕作している農業資本はいずれも超過利潤を取得することはできない。つまり、この前提をそのまま理論的に継承するのでは、本節で提起している検討課題について論議を展開することはできない。

ここで経済学的に意味のある論理を展開していくためには、農業資本家が限られた期間ではあっても、土地を借用（土地の占有権を購入）することによって、つまり地代を支払うことによって、

超過利潤を取得できるという経済関係を理論的前提として設定する必要がある。

これまでの地代論で展開してきた論理は、絶対地代はもとより、差額地代の源泉は、それが第一形態であれ、第二形態であれ、それは土地の豊度（位置の地代なども含めて）に起因する超過利潤の転化形態であった。その結果、その超過利潤の全てを土地所有者（地主）が取得する地代へと転化するということが前提となっていた。

だが、農業資本が契約借用期間内において独自に土地の豊度を高め、また市場においてその部分をも価値実現できたとすば、農業資本家（生産資本家）はその部分をみずからの超過利潤として取得することができる。あるいは少なくとも、その可能性がある。これこそは、生産資本家が土地占有権（擬制価値）を購入し、これを活用することによって超過利潤を取得できるという特殊な経済的運動なのである。

このように、私的擬制価値（ここでは土地の占有権）を購入し、つまり地代を払い、その土地を活用し、そのことによって農業資本（生産資本）が超過利潤を取得するという新しい資本蓄積運動を措定することができる。また、この点に注目するならば、理論的にみて、この新しい経済関係を価値範疇の一つとして措定し、これまでの価値体系、すなわち市場調整的生産価格体系の中に構築していかなばならない。

このことをもう一度確認しておこう。生産資本である農業資本が借地（一定期間の土地占有権の購入）の活用によって超過利潤を取得しようということは、擬制価値の購入とその活用によって超過利潤を取得するという新しい資本蓄積運動が成立することを意味する。すなわち、この資本蓄積運動を介して、擬制価値は資本制経済関係の一つとして社会的再生産過程の中に繰り込まれるのである。

別の表現をすれば、「自由と平等」を理念とする資本制経済のもとでは、特権的な私的擬制価値の参入は拒絶されていたが、上記の事例で明らかのように、生産資本が擬制価値を活用することによって超過利潤を取得できるという運動が展開されれば、擬制価値は資本制経済関係の中に包摂され、かつ観念的な価値範疇にすぎない擬制価値が現実にも価格をもつことになるのである。

この「擬制価値の活用効果による超過利潤の取得」という新しい資本蓄積運動を便宜的に「擬制価値による超過利潤取得」と表現することにしよう。

そこで、もう一度、これまでの地代論における理論的前提について検討しておこう。その前提の中には、農産物価格の決定には「市場価値の法則」によるということが含まれている。したがって、「擬制価値の活用による超過利潤取得」をよりいっそう明らかにしようとすれば、この「市場価値」との関連性について検討しておかねばならない。

念のために、「虚偽の社会的価値」につてマルクスが述べている該当箇所を『資本論』第29章「差額地代Ⅰ」から引用しておこう。次の一文がそれである。

「差額地代一般について言っておきたいのは、市場価値がいつでも生産物量の総生産価格を越えているということである。これは資本主義的生産様式の基礎の上で競争の媒介によって実現される市場価値による規定である」¹⁵⁾

この文章では、「市場価値がいつでも生産物量の総生産価格を越えているということ」とあり、この文章内容と私が規定した「擬制価値の活用による超過利潤取得効果」との関連が問題となる。ところで、その関連について論ずる場合には、あらかじめ「市場価値」という範疇の概念を正確

に理解しておかねばならない。何故かと言えば、この「市場価値」という概念を「市場価値とは、市場によって規定される価値」などと誤って理解してしまうと、両者の関連が支離滅裂に理解されてしまうからである。

「市場価値」という概念について、私は「価値諸範疇の体系性について」という論文の中で、次のように規定している。

「市場価値とは、市場の需給関係によって規制される（規定ではない）社会的価値である¹⁶⁾」また、同じことだが、より詳しくは「市場価値は市場価格に規制されて変化する（した新しい）生産条件に（よって）規定されるのである¹⁷⁾」

この二つの文章からも明らかなように、市場価値は商品の需給関係、つまり市場価格の変動によって規制されても、規定されるのではない。市場価値が価値である以上、生産条件の態様によって規定されるということである。だから、擬制価値が生産条件に介在したとしても、それだけでは価値関係に変化が生じるかどうかは判らない。なぜなら、擬制価値は価値実体をもたず、生産条件そのものに直接的な影響を与えることができないからである。

擬制価値の介在によって、農業資本が超過利潤を取得できるためには、農業資本はただ土地の排他的使用権（擬制価値）を購入するだけでなく、農業資本の生産的諸条件を改変・向上（高度化）させなければならない。つまり農業部門において「超過利潤が生まれうるような」市場価値の変化が必要なのである。さらに言えば、その新たな市場価値が生産されるだけでなく、それが市場において超過利潤を含んだ価値として実現されねばならない。

すなわち擬制価値の購入は、既存の借地における生産諸条件の変化とは直接的な関連をもたないが、その購入によって新たな生産諸条件の高度化を可能にする。ただし、そこまでは潜在的可能性である。なぜなら、農業資本家はその高度化を図るかどうかは別問題だからである。

問題の核心は、その潜在的可能性を市場価値との関連で認識し、かつ生産された新しい市場価値が販売市場で支配的となり、かつまたその市場価値が市場調整的生産価格として実現できるかどうかである。以上のような諸条件が成立することによって、擬制価値（土地の占有権）を購入した農業資本は、はじめて超過利潤を取得することが出来るのである。

繰り返すことになるが、「農業資本は擬制価値の活用によって超過利潤を取得する」ということを判りやすく説明すれば、次のようになる。

すなわち、既存の農業資本は、「追加的に」土地を借用することによって、「作付地の拡張や耕作方法の刷新などといった生産諸条件を高度化すること」が可能となり、その可能性を現実化した結果として、新たな市場価値が体制的に形成され、かつそれが市場において支配的な価格となり、かつそれが価値調整的生産価格として実現（売却）されることによって、初めて農業資本は擬制価値を活用して超過利潤を取得できるようになるのである。

敢えて付記すれば、農業資本は、擬制価値（土地の占有権）である既存農地が肥沃であれば、それだけでも超過利潤を取得できる。だが、その超過利潤は差額地代（第二形態）として土地所有者の手に渡っても、農業資本家の手には入らない。

そこで必要となるのは農業資本家は借用した土地を「追加的な」生産諸条件の高度化することによってのみ、すなわち新たな特別剰余価値の転化形態としての超過利潤を取得できるのである。

だが、市場価値との関連を踏まえると、生産諸条件の新たな形成が市場で支配的ないし主導的

な価格となりうるかどうかの問題となる。そのためには、「生産的諸条件の高度化」がそれに相応する規模で、つまり巨大な規模で行われることが必要である。ここでは、単なる「生産的諸条件の高度化」だけでは、それが社会的に支配的な、あるいは主導的な市場調整的生産価格を形成するかどうか不明である。もし、高度化を行ったとしても、その規模が小さく、支配的な市場価値を形成できない場合だと、当該個別的な農業資本は自らの超過利潤を実現することができない。つまり弱小な農業資本では、超過利潤を取得できないのである。これは「独占価格の形成」には「巨大規模」という量的な視点が必要だという論理を示唆している。

言うなれば、「市場調整的生産価格を形成しうるほどの規模」をもった巨大な資本だけが、超過利潤を取得することが可能なのである。ここでは市場における当該商品の占拠「率」が問題となるのである。

本節の最後にもうひとつ。以上述べてきたことは、農業資本自らの蓄積運動であり、自律的超過利潤の獲得方法である。ところが、土地の占有権（擬制価値）を購入している場合、あるいは新規に購入した場合、その土地を取りまく諸条件の外的な変化によって土地の市場価格が変化する可能性があるということである。

例えば、借用地の周辺に高速道路が出来て、農産物市場や肥料購入地の経済距離が短縮したり、用水施設が新設されるなどの外的諸条件の変化が生じた場合である。その結果、個別農業資本は超過利潤を取得する可能性が生じる。これは言うなれば、他律的な超過利潤の取得形態である。

ただし、この外的諸条件の変化によって取得された超過利潤の帰属は、それが他律的な形で超過利潤を取得できるようになったのであり、それだけに、この超過利潤を土地所有者（地主）が取得するか、それとも土地占有者が取得するか、それは両者の力関係によって決まる。この自律的および他律的な超過利潤の方法のことは、農業資本以外の諸機能資本についても当てはまることである。したがって、この場合も、理論的には「可能性」としてのみ論ずることになる。このことを付記しておきたい。

注

- 15) マルクス『資本論』、第三卷第39章、大月書店版、851ページ。Dietz 版、s711.
- 16) 拙稿「価値諸範疇の体系性について」、『立命館経済学』第三十卷第3・4・5号、184ページ。
- 17) 同上。なお、（ ）内は新規に字句を追加修正したものである。

[以下、中断]

[補記]

「以下、中断」とした理由は、第一に、資本蓄積と私的擬制価値との関連が思ったより複雑なこと、第二に、「市場価値」との関連では、公的擬制価値との関連が深いこと、第三に、巨大な生産資本との関連を具体的な例示として示すことが必要であること、第四に、擬制価値としての「漁業権」の概念が論理的に整理されていないことなどである。暫くの期間熟考したい。